

## 国立大学教育研究評価委員会（第9回）議事録

1. 日 時 平成18年4月7日（金）15時00分～17時00分

2. 場 所 学術総合センター11階 1113会議室

### 3. 出席者

（委員）内田委員，岡田（修）委員，岡田（益）委員，加藤委員，北原委員，木村委員，興膳委員，齋藤委員，島田委員，示村委員，白幡委員，瀬戸委員，丹保委員，中川委員，中村委員，二宮委員，マルクス委員，森委員

（専門委員）関委員，脊山委員

（事務局）木村機構長，川口理事，山本理事，細見教授，荒船特任教授，寺西特任教授，加藤評価事業部長，吉野評価第3課長 他

### 4. 議 事

（1）大学評価・学位授与機構の人事異動に伴い，川口理事，山本理事，木村評価研究部長の紹介があった。

（2）国立大学教育研究評価委員会（第8回）議事録（案）が承認された。

（3）事務局より，文部科学省国立大学法人評価委員会総会第13回（平成18年1月31日）及び第14回（平成18年3月7日）の報告があった。

（ : 委員， : 事務局）

委員長 第9回国立大学教育研究評価委員会を開催いたします。

議事に入る前に，ワーキンググループでの検討状況の説明をお願いします。

3月3日にワーキンググループを開催し，教育水準に関する評価については，前回の国立大学教育研究評価委員会でのご意見を踏まえた検討を行いました。質の向上度を踏まえた評価については，具体的な考え方について検討し，資料2，3にまとめました。

そして，「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価につ

いて（これまでの審議状況）」を加筆・修正したものを、資料4「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について（中間まとめ）（案）」として整理しております。

委員長 ありがとうございます。それでは、教育水準に関する評価について、事務局から資料の説明をお願いします。

資料2「教育水準に関する評価について（案）」が関係資料でございます。前回の国立大学教育研究評価委員会において、教育水準の枠組みはどのようにするのか。指標はどのようにするのか。教育水準の判定は、全ての学部・研究科等を対象とするのではなく、サンプリング的な手法も考えられるのではないかと。判定項目について、内容が学部偏っているのではないかと。といったご意見がございました。これらのご意見を踏まえて修正した点を中心に説明いたします。

「1. 評価についての考え方」に関しまして、前回の資料では、「教育水準に関する評価は、教育の成果及び教育の内容・方法等の2つの方向から行い、そこから導き出された結果を教育水準として捉えることが適切である」という記述が入っていましたが、表現に問題があるのではないかと議論がワーキンググループでありましたので、今回削除しております。

また、新たに3つ目の を加え、「各国立大学法人は、それぞれの目的に沿った学部・研究科等の構成・規模を基に、歴史や立地条件、社会の要請などを踏まえた個性ある独自の教育活動を展開している。このため、各国立大学法人の自主性・自律性を尊重する見地から、その個性と特性に沿って評価することが大切である」と具体的に明記しております。

ワーキンググループにおきまして、教育の成果をどのように分析するか各国立大学法人において様々な検討がされている状況であるので、もう少し大学側に考える時間を与えて欲しいというご意見もございましたので、前回の資料において2つ目の 「教育の成果を客観的かつ短期的に把握するのは容易ではなく、教育活動の状況での視点による評価で補完する」と表現をしていた部分について、「各国立大学法人には、卒業時の能力や卒業後の社会への貢献の状況を適切に把握し分析することが求められる。さらに、教育成果の分析は、成果を生み出す過程である教育活動の状況と密接に関連していることから、教育の成果及び教育内容・方法等の2つの側面から評価することが必要である」

と修正しております。

「2. 学部・研究科等の教育水準の判定」の判定項目につきましては、先程ご紹介いたしましたご意見を踏まえ、今後も検討を続けるという形で整理しております。

説明は以上となります。

委員長 ありがとうございます。

基本的に各国立大学法人の特徴等を明らかにし、どのような点に努力をしているか分かるようにすることが評価の中心になると思います。それを評価結果として示すためには図表などを工夫する必要があるかもしれませんが、記述的な評価を中心とすると理解すればよいかと思います。

現実的に中期目標の達成度、質の向上度、教育研究水準に関する評価を一度に行うということをシミュレーションして、その上で可能であるということであればこの書き方で結構です。資料4「中間まとめ」の9ページ「教育水準に関する評価」では、各学部・研究科を評価するとはっきりとは言っておらず、各学部・研究科等の教育水準の判定を踏まえて大学全体の評価を出すとはしか言っておりません。資料2が「中間まとめ」と同時に出ることにより、全学部・研究科等を対象にするという宣言をしたと受け取られてしまうことを心配しています。できれば「中間まとめ」のような記述にすべきではないでしょうか。「中間まとめ」の考え方には賛成なので、問題は資料2を「中間まとめ」に対してどう取り扱っていくかというところです。

資料2の「1. 評価についての考え方」3つ目の、「歴史や立地条件、社会の要請などを踏まえた個性ある独自の教育活動を展開している」という記述は、大変重要な点です。「2. 学部・研究科等の教育水準の判定」に判定項目のイメージがありますが、その特徴を判定項目にどう反映していくのか定かではないように感じます。勿論記述式でということは十分考えられますが、もう少しそれをうまく反映する方法がないものだろうかという感想を持ちました。

委員長 もし機構が各国立大学法人の特徴を重視するのならその項目を挙げて評価をするということを加えた方がよいのではないかと、というご指摘だと理解しております。ご検討いただくということによろしいでしょうか。

我々は学部・研究科を全く見なくてもよいということはないし、見ないで評価結果を決めることもないのですが、果たして全てを見ることができるか。大学全体を評価する

のであって、学部・研究科や個人を評価するのではないということと、どこで折り合いをつけるかという問題だと思います。

具体的には、自己点検・評価書は全ての学部・研究科から提出していただくこととなると思いますが、それをどう扱うかという問題になると思います。先程のご意見は、同じ厚みで、同じ制度で扱わなければいけないのか、実際に評価を行う時に評価する側の裁量の範囲を持てるよう表現を若干緩めておいた方がよいのではないかとこのことだと思います。それはこの議題の中で考えるのも大事ですが、研究水準に関する評価等の記述とバランスを取りながら議論をしますので、ここでは保留といたします。

各国立大学法人の特徴的な活動については、項目立てをすることを事務局に検討していただきます。

次に質の向上度を踏まえた評価について、資料の説明をお願いします。

資料3「『質の向上度を踏まえた評価』の方法について(案)」が関係資料でございます。

前回の国立大学教育研究評価委員会でいただいたご意見の1つとしまして、質の向上度という点に着目した場合、もともと質が高いところは向上幅が小さく、質が低いところほど向上幅が大きくなるのではないかといったご意見がありました。資料3の「1. 基本的な考え方」2つ目の でその点を加味し、高い質が維持されているかという視点も重要であることを明確にした表現に修正しております。

また、評価方法の考え方として、国立大学法人等に対しては、中期計画の単なる取組状況だけでなく、その機能状況、改善や向上が見られたか。そして、これが質の向上になるのではないかといった考え方から、これらの点を踏まえた中期目標の達成状況の自己点検・評価を求めています。その際、中期目標の教育に関する目標、研究に関する目標など、各目標の質の向上の状況について、学部・研究科等の状況も踏まえながら、質の向上の程度を明瞭に示す事例を挙げるなど具体的に記述するよう求めています。といった形でまとめております。

機構においては、その自己点検・評価結果をもとにして、中期計画の取組状況及びその機能状況を確認しつつ、中期目標期間中の改善や向上の状況というものも重視して、中期目標の達成状況を総合的に評価するという形にしております。

また、教育に関する目標及び研究に関する目標等の達成状況、それぞれについて評価

結果を記述する際には、注目すべき質の向上が見られる状況にあるものは指摘して、評価結果を分かりやすく示すという形で、向上度について対応してはどうかという案をまとめております。

委員長 ありがとうございます。今ご説明いただいたものが、確か「中間まとめ」に独立の項目として載っていました。

中期目標の達成状況評価のところ要素が入ってきております。

委員長 枠組みを明確にすることは非常に難しいですが、水準とリンクさせなければ向上度というのは単なる数値になってしまいます。それをどう表現するのか、大変苦労したと思います。

「1. 基本的な考え方」の2つ目の「取組状況及びその機能状況」とありますが、機能状況というのはどういうことを想定した内容ですか。

例えば、ファカルティ・ディベロップメント制度が機能しているかという場合、まずファカルティ・ディベロップメント委員会等があるということが前提になり、委員会の規約等を確認します。しかし、実態として委員会が開かれていない。あるいは委員会を開いていたとしても、外部の講師が一時間程度議論し、それにファカルティ・ディベロップメント委員会の人少数参加しているくらいであったとしても、書類では、ファカルティ・ディベロップメント委員会が設置され、規約があり、会合を開いたということになります。しかしそういった場合、実態としてはファカルティ・ディベロップメント委員会として機能していないのではないかと思います。

全てについて機能を求めるということではありませんが、ある制度があって、活動しているという結果になっていたとしても、実態としてほとんど機能していないといった場合を想定しております。

また、中期目標期間6年間の4年度目の評価を行う場合、その時点ではまだ結果が出ていないという事例も多いと思います。そのため、どのように進行しているか、機能しているかという評価になるような事例もかなり多いと予想されますので、「機能状況」という言葉を入れております。

委員長 機能状況というストレートな言葉でそれが伝わるかという問題があります。「組織とその組織の機能状況」という表現であれば理解できますが、「取組と機能状況」では別のことを指しているように感じますので、表現をご検討いただければと思います。

資料3は、中期目標に書いてある教育研究の質の向上を評価しようというものです。基本的な考え方としては、質が本当に向上しているかどうかを評価させてもらう。あるいは高い質の場合はもう、それほど向上の幅が出るわけではないので、質が維持されているかを見る。中期目標に即して行うというのがこの資料3の質の向上度であると思います。それに対して資料2の教育水準は、各法人が先程の歴史や立地条件とか社会の要請など個別的な状況のもとに、個性ある独自の活動を展開しているのを評価しようということだと思います。しばらく時間が経つと、質の向上度と教育水準はどういう関係にあるのか、同じことになるのではないかと、水準が高かったら質が向上しているのではないかとということになりますので、ここで資料2と資料3を比べると、違いが分かるのではないかと思います。

委員長 ありがとうございます。一方は向上度、一方は水準を指しています。ただ水準の方も、大学の持っている特性的な表現をするということです。水準は言葉としては一般的な意味での表現にはなりません、評価をする側も評価を受ける側もそれを理解していただきながら、自分の大学の水準というのはこういうことにおける水準だということを書いていただくということが、個性ある大学を作るということに繋がると理解してよろしいでしょうか。

水準はその大学の水準が上がったということであり、客観的に何かの水準に比べて上か下かというものではない、という捉え方をしてはどうかというのがこの委員会の考え方だと思います。

委員長 ありがとうございます。それでは次の議題に移ります。

資料4「中間まとめ」につきましては、昨年3月時点で「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について（これまでの審議状況）」という形でまとめられており、「中間まとめ」には、それ以降ご議論いただいた内容を盛り込んでおりますので、変更点を中心に資料の説明をいたします。

検討の内容を盛り込むに当たりまして、教育水準、研究水準の判定方法等に関しては、まだ具体的に検討していただかなければならない事柄もございますので、方法に関する部分は盛り込んでおりません。今後も評価の実施に向けての具体的な評価方法、評価実施体制等、必要な事項についてさらに検討を進める予定であるということ「はじめに」に盛り込んでおります。

従って、昨年ご議論いただきました教育研究水準の評価についての基本的考え方、達成状況の評価、書面調査と訪問調査を組み合わせる行うこと、評価結果の表し方、意見の申し立てへの対応等の各論でご了解いただいたものの中で、考え方に係る部分について「中間まとめ」に盛り込んでおります。

また、昨年6月の国立大学法人評価委員会におきまして、中期目標期間終了時の評価の考え方について、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間終了時の評価について（骨子たたき台）」が示されておりますので、その内容も意識して修正を加えております。

構成の変更としまして、中期目標の達成状況の評価に加えて、教育研究水準に関する評価も行うということが「骨子たたき台」に盛り込まれておりますので、中期目標の達成状況の評価、教育研究水準に関する評価の2つの評価を行うということを基本方針の中に明記しております。

また、昨年3月時点での「これまでの審議状況」でまとめられていた評価単位、評価対象、評価の項目、評価の表し方に関しましては、達成状況の評価を念頭に議論されましたので、教育研究評価の方法につきましても、中期目標の達成状況の評価という項目と、新たに教育研究の水準に関する評価という項目を立てております。

具体的な中身に関しましては、「中間まとめ」の3～4ページ目「1 教育研究評価の基本方針」になりますが、中期目標の達成状況を基本とした評価ということで、最初に、「教育研究は国立大学法人等の事業の根幹をなすものであることから、教育研究評価は、教育研究に係る中期目標の達成状況の評価を基本としつつ、国立大学法人等の教育研究の活動及び成果等の水準に関する評価も行い、これらを併せて教育研究の状況を示すことが重要である」という説明を記載しております。

先程の質の向上度を踏まえた評価という点に関して明記する必要がありますので、3ページ目を、質の向上度を踏まえた評価の考え方について盛り込んだ形にしております。

教育研究の特性を踏まえ、その質の向上と個性の伸長に資する評価という点については、以前からご議論いただいているところまでの形にしております。

訪問調査等について、4ページ目から「2 教育研究評価の方法」という項目がありまして、自己点検評価に基づく評価を行うに当たって、機構における評価については訪

問調査を行うということについて明確にしました。具体的にどのように訪問調査を行うのかという点については、これから検討しなければならない課題となっております。

「(2) 中期目標の達成状況の評価」という新たな項目を設けておりますが、評価単位につきまして、基本的な事項が国立大学教育研究評価委員会においてご了承いただき、別紙で添付しておりますので、それに伴い若干文言の修正を加えております。

5 ページ目につきましては、評価の項目によっては学部・研究科単位での分析が必要ですので、「学部・研究科等の構成・規模、歴史や立地条件などに応じた個性や法人の方針に照らして、法人全体の評価を導くことが重要」だということを明確にしております。また、大学共同利用機関における扱いも追加しております。

質の向上度の評価は、教育あるいは研究それぞれの目標に関する達成状況の評価をする際にも関わってきますので、6 ページ目において、取組状況、さらに質が向上したか、高い質が維持されているかという視点が重要であるということを明記しております。

研究に関する目標の達成状況の評価についても同様に、質が向上したか、高い質が維持されているかという視点が重要であるということを明記しております。

現在の7 ページ目のところに、以前、研究に関する目標の達成状況評価の際に、研究業績等の水準判定が必要であるということで、項目を立てておりましたが、教育研究水準の項目を新たに設けた関係上削除しております。

評価の表し方に関しては、「必ずしも目標が十分に達成されていない場合であっても、特筆すべき取組を取り上げることができないか」というご意見もございましたので、その旨を明記した上で、ご議論いただいた内容を盛り込んでおります。

8 ページ目以降が、教育研究の水準に関する評価についての記述です。教育水準に関する評価は資料2の「1. 評価についての考え方」の記述を転記するつくりになっておまして、対象とする範囲、どういう項目を設けるかといった方法については今後も検討するという位置付けにしております。

研究水準に関する評価についても教育水準と同様のつくりとなっております。研究水準に関する評価の考え方等につきましては、現時点のものとして前回の国立大学教育研究評価委員会で一応ご了承をいただいているわけですが、同様に考え方についてのみ入れておまして、「具体的な評価の実施方法及び評価の表し方等についてはさらに検討を進める必要がある」といった形で整理しております。

10ページ目となりますが、評価の時期につきまして、国立大学法人評価委員会での「骨子たたき台」において、5年度目に暫定的な評価結果を出すことを前提に検討を進めるという方針が出されていますので、それに合わせた表現に修正しております。

意見の申し立てのところにつきましては、ご議論いただいた内容を踏まえた形での修正を加えております。

委員長 ありがとうございます。

実際評価を行う時にできるかできないかというような事柄については、まだ本文には書かなくてもよいと考えております。また、法人全体を評価するのであれば、学部・研究科等の調査結果を積み上げていくのと法人全体から見るとは、評価のアプローチの仕方が違うのではないかと非常に重要な指摘を初期の頃からいただいております。研究に関する評価については、論文数等は統計的なデータで処理するという例が出ていますから、どちらの方法でも結果が一致するのですが、そういうことを含めて「中間まとめ」に書き込めると思います。

質の向上度を踏まえた評価につきましては、箇所ごとには見ながら、恐らく自己点検の結果を各法人が書いて下さり、それをもとに評価するということでしょうか。我々は、書いていないことまで書きなさいとは言えないので、各法人に書いてもらったことを評価するのだと思います。足りないところは、データも含めて出していただくこととなりますが、質の向上度を踏まえた評価の文言だけではなく、むしろ評価単位が絡んできます。評価方法が具体的になってきたら、良いことであってもできないことも出てきますので、これぐらいの表現でよいのではないのでしょうか。

委員長 「中間まとめ」5ページ目に、「個々の学部・研究科等の状況を調査及び分析した上で」と、かなり明確な文言まで書いてありますが、「状況を調査した上で」等と書いておけば、調査・分析という責任を含むこともあるし、含まないこともあるという幅を持たせることができます。

ワーキンググループでは、個々の学部・研究科の状況の調査について可能かどうかという議論もしました。その時、これで仮に決めておいて、実際不可能な場合には別の道をアプローチする方法も残しておこうという結論に達したと理解しています。従って、例えばこれは実行可能であることを前提に行うと注意書きすれば解決されると思います。

なぜ私が大学全体ということにこだわっているかといいますと、大学全体の評価というものが国立大学法人評価の柱になり、学部等の調査結果を機能的に積み上げていく過程の中で、学部・研究科に重点を置いて、大学全体としての評価という点がトーンダウンしてしまう恐れがあるからです。

「中間まとめ」の最終ページの参考「教育研究の状況についての評価の流れ（イメージ）」をご覧ください。「教育研究に関する中期目標の達成状況の評価」と「教育研究の水準に関する評価」は別のものです。これまでのご議論を踏まえまして、「教育研究の水準に関する評価」に関しては、具体的には全ての各学部・研究科等を単位として行いますが、「教育研究に関する中期目標の達成状況の評価」については、当該法人全体の中期目標の達成状況の評価します。しかし、場合によっては、個々の学部・学科を見ないと分からないこともありますので、達成状況の評価については全体の状況を見て、必要に応じて学部・研究科についても触れていただくということになっております。

実行可能性という点につきましては、特に研究水準に関して、ワーキンググループでシミュレーションをして、教員全員を対象とするということで仮置きしておりますが、現在機構内で検討しております。

実行可能性とともに、評価結果を社会に出した時に、評価結果が大学全体の状況を反映しているという説得力も必要なので、両者を踏まえて「中間まとめ」を作っております。例えばその時に、どのような範囲を評価したかといった話もついてきますので、実行可能性といっても、あることを決めて、それをできるようにすることを考えなければならぬ状況も逆に起こってくると考えております。ワーキンググループでも、対象とする教員を限定してはどうか、一部の学部・研究科を対象としてはどうかというご意見もございましたが、一般論として、例えば2割の教員、あるいは3割の学部・研究科を評価して、それが組織全体を反映しているという説明はできません。

今回このような表現をして、具体的にそれをどうしていくか。これは教育水準の判定と研究水準の判定とでかなり違う部分が出てきますが、研究水準に関する評価を例に取れば、科学研究費補助金の申請の際に使われる66分科でグループを作るということも検討しております。

委員長 「中間まとめ」は中間報告ですので、添付書類やコメントをつけずに処理するというところでよろしいでしょうか。

学部・研究科を対象外として大学全体を評価した場合、大学全体として良いか悪いかという議論になります。もしかすると、この学部・研究科は廃止しよう、資源をこちらへ投入しようということが次期中期目標で出る可能性もございますので、やはり学部・研究科の評価も踏まえるということは外せないと思います。研究に関する評価は特に明確に出ると思いますが、教育に関する評価も恐らく同様だと思います。

従って、これまでの様々な議論における課題としては、全体を評価するという点と、学部等の問題を、能率の問題と含めてどうするかという点があります。一方、個々の問題を突き詰めて責任を果たすほどの具体的な処理能力を我々が有しているだろうかという点も考えなくてはなりません。また、全体の科学研究に関する資金の何%を評価に掛けられるのかということも分かっておりません。そういうことも含めて、少し試行的に進むという意味で、含みを残させていただきます。この「中間まとめ」は記録にも、全く中間報告であるとして書いておいていただきたいということによろしいでしょうか。

それから特徴を書くとしたら、記述と同時に適切な項目が必要になるのではないのでしょうか。この「中間まとめ」には、後ろの別紙で共通項目を列記していますが、この項目の中にそれが無いようです。もし特徴をこの項目の中へどこか書き込むとしたら、どの項目のどの部分に入りますか。

各大学の目標、立地条件、伝統といった特徴を記述する時には、各大学の評価を実際に担当するチームでご相談いただいて、例えば共通項目の中で、この大学ならばこの項目にやはり大きな重点があるのではないかという形で反映されます。ここに例えば目標等がどのくらいだという項目がありますと、今度は逆にそれが別の障害になります。色々な項目の重みづけについて、試行的評価の経験で申し上げますと、大学の歴史等を踏まえてより重要な項目を考えたり、ある項目が悪くても優先順位を考慮せずに厳しく採点するというわけでもなかったり、案外評価委員の方々は等し並みな評価はしませんでした。特徴を踏まえて、必ず前提として議論して下さいという意味です。

それが伝わるようお願いをしたいところでございます。

別件ですが、資料4「中間まとめ」の7ページ目に、「評価を行う際は、適切な評価の項目等の設定が必要である」という文があります。この「適切な評価の項目」というのが、上の文章の流れでは「中期目標期間中に」ということですし、それから下の文章の流れですと中期計画との連動が考えられるのですが、「適切な評価」というのがどう

という意味で書かれているか、曖昧であるように感じます。

委員長 中期目標をベースにするというのは、具体の我々のスタンスを書いています。

「適切」というのは当然といえば当然で、ここに書いておく必要があるでしょうか。

正しくは「評価項目等の適切な設定が」ではないでしょうか。

それから、先程の最初のご指摘に関しては、事務局から答えたとおりでございます。

例えば資料2「2. 学部・研究科等の教育水準の判定」に記載されております「(判定項目のイメージ)」は例示でございまして、例えば研究科の場合にはもう少し考えなければならぬこともあります。当然、当該国立大学法人等の特性、伝統によって、その中での重みが変わってきますので、自己評価実施要項等のマニュアルにそういう説明を記載し、自己評価をしていただいた上で、評価担当者の方には、例えば当然各国立大学法人等の歴史等の情報をお渡しした上で判断していただくことになっております。ご指摘の点は具体的な評価を進めていくところのマニュアル等には書き込めると思います。

委員長 場合によってはマニュアルよりももう少し上位のところの特徴的なものが必要であると書き込んだ方がよいかもしれません。ご検討下さい。

判定項目のイメージはまだ不完全だとしても、これを説明する時に、まず自己評価として個性や特性を書いてもらい、そこを評価するということを考えております。例えば学業の成果が挙がっていますが、これを書く時に、うちの大学はこういう学生を入れて、これだけ学力を伸ばして、これはほかの大学では考えられないようなところである。進路や就職ですと、こういうところに位置しているので、特にこういう企業に入るような教育をし、それが成功している。そういうことをむしろ書いてもらって、そこを評価する。実情に合わせて、個性・特性に合わせてということではないかと思えます。枠を設けて、そこに箇条書きで個性・特性を書くのも1つの方法かもしれませんが、そのようなイメージだと理解しております。

国立大学法人には、例えば私立大学等が継続できないようなマイナーな分野の研究を、文化の継承的な側面、政策的な側面からも継続していただきたいという考えがございます。そうしたことは、社会的な貢献からすると、広い意味では勿論大変な貢献ですが、すぐに役立つというものではありません。その辺の評価が何らかの形でできるようにすればと思います。

国立大学法人によっては、我々が想像もつかないような中期目標を掲げているかもし

れません。そういった際に評価をする側がそれらを見捨てず、評価を受ける側の主張を評価の中に反映していく、その意思表示を謳ったと読みます。そういう意味では、評価を受ける側が自分の歴史、伝統等、誇るものがあれば堂々と主張できると読みますと、これは評価をする側と評価を受ける側の会話、意思疎通が成立します。評価項目というアプローチの方法もあるかもしれませんが、この部分は評価を受ける側の自主性、発言を大いに期待すると読めば十分ではないかという感想を持ちました。

委員長 時流に乗った部分だけを主張すれば運営費交付金の交付額が増える、個人レベルでは研究費が取りやすくなるというような事態が起きれば、大事な部分が欠落してしまう可能性があります。これはマネタリーベースで評価できるものとは大分違います。この点は国立大学教育研究評価委員会の範疇を離れ、国家としての議論として考えなければならぬ問題だと認識しております。

極言すれば、世間が見向きもしない地味な研究を継続して行うことも大学という組織にとって非常に重要だと思います。数字で見えるもの、結果が見えるものだけで評価してはいけないということは、極めて大切な考え方だと思っております。

委員長 ありがとうございます。文章の修正に関しては、委員長一任とさせていただきます。

教育研究に関する評価については、機構の国立大学教育研究評価委員会の結論を公開して各国立大学法人等にお伝えしますから、国立大学法人評価委員会は直接関わらないこととなります。ただ、これはどういう仕組みでやるかという話ですから、国立大学法人評価委員会のご意見もいただかなければなりませんので調整が必要だと思います。

これで閉会といたします。ありがとうございました。

了